

組織に関する議論のとりまとめと論点

1. 原子力委員会又は後継組織として取り組むべき事項

所掌事務の整理を踏まえ、原子力委員会又は後継組織（後継組織が委員会組織であることを前提とはしないが、以下、便宜的に委員会、委員との語を用いる。）においては、特に以下の事項を重点的に、継続的に情報を収集し委員の間で情報を共有し、意見交換や方針決定する体制が必要ではないか。

(1) 平和利用と核不拡散

【考えられる業務】

原子力に関する二国間協定や、国際的な情報の収集、ウラン濃縮技術の動向把握、保管プルトニウムや回収ウランの現状を把握し、平和利用と核不拡散のために我が国が取るべき対応や、原子力に関する二国間協定の在り方について委員会決定を行うか、もしくは意見を述べる。

【論点】

- a. ある程度自発的に活動することか。
- b. 関係各省からの情報収集などの事務局のサポートが重要になるのではないか。共同事務局や関係機関の協力などを求める必要があるのではないか。
- c. 基本の方針に沿って長期的に対応していくことが必要となるか、必要な支援はあるか。

(2) 放射性廃棄物の処理・処分を中心とした核燃料サイクル（放射性廃棄物処分に向けた取組の把握等）

【考えられる業務】

これまで取り組みのなされていない放射性廃棄物についての技術評価や、各省横断的な合理的処分の在り方の検討等を行うことがあり得る。

【論点】

- a. 各省横断的な事項について各省からの諮問に答えることが中心。
- b. 専門的事項の検討に当たっては、専門家による専門部会を組織することで十分か。
- c. 委員会は専門家に依頼する役割でいいか。この場合、委員が専門家である必要はあるか。
- d. 事務局と、検討課題を抱える各省の協力が不可欠となるが、事務局とどのような体制を作るべきか。

(3) 原子力利用に関する重要事項に関すること(福島事故対応等)

【考えられる業務】

福島事故対応等の原子力利用に関する重要事項に関して、必要に応じ速やかに意見を述べる。

【論点】

- a. 重要事項について日常的に把握し、問題を抽出する必要があるのではないか。どのような形で課題を抽出すべきか。
- b. 課題の抽出に当たって、事務局が現状把握を行うためにどのような体制を取るべきか。
- c. 重要な議題がある際に即応体制が必要となることがあるか。

2. 組織に関する論点

(1) 他の機関との関係

- ① 原子力規制委員会との関係
- ② 他省庁との関係
- ③ その他(総合科学技術会議等)

【主な意見】

- 規制委員会側との同レベルの情報を持つことが大事。その仕組みを考えるべき。日常的に規制委員会と情報共有するのか。人材交流含め検討するべき。(増田委員)
- 規制委員会が行うべきことは規制委員会に取り組みせる方向とした。その他の省庁との関係が論点となる(橘川委員)
- 規制委員会に対してしっかりと意見を言え、意見を聞ける立場にすべき。(佐藤委員)

【論点】

- a. 平和利用に関する規制についても議論を行っていく必要はあるか。
- b. 平和利用等に関する規制について課題があった際にどのように対応するか。
- c. 日常的な規制委員会との関係はどのようにあるべきか(情報共有の在り方。定期的な連絡の場のようなものを開催するか。又は一切情報共有をすべきではないのか。)

※原子力委員会は、原子力利用における安全の確保に関係がある事項について、
「企画し、又は審議したときは、その旨及び内容を原子力規制委員会に通知しなければならない。」(委員会設置法第26条第1項)
「決定しようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会の意見を聴かなければならない」(委員会設置法第26条第2項)

とされている。

- d. 関係府省における原子力政策について状況把握をするためにどのような事が必要か。(定期的な情報共有の場を持つ必要があるのか。)

(2) 大臣との関係

- ① 担当大臣の在り方
- ② 大臣と委員会の関係について

【主な意見】

- 原子力委員会の担当大臣については、しっかりと担当であることを表すべき。担当大臣には、内閣に委員会の決定を伝えてもらうことが必要。(増田委員)
- 委員会としての独立性をどう保つかが重要。(増田委員)

【論点】

- a. 原子力委員会を担当する大臣を明示的に置き、大臣に担当であることを意識してもらうことが必要ではないか。その場合、具体的に大臣に何を期待するのか。内閣で、委員会の決定又は見解を反映してもらうようにすることが重要ではないか。
- b. 大臣と委員会は、どのような関係であるべきか。
- c. 政権や大臣から独立との関係で独立性をどのように保つか。

(3) 委員会の在り方

- ① 委員会の所属
- ② 委員会とする必要性
- ③ 委員として必要とされる在り方(常勤か非常勤か等)
- ④ 委員に求められる専門性等(背景)
- ⑤ 民主的な運営のための多様性の確保はどのように行うか(参与の活用)
- ⑥ 定例会の在り方、専門部会等の在り方
- ⑦ 委員会と事務局の関係(日常の活動について)

【主な意見】

- 委員会は内閣府に設置すべき(橘川委員、増田委員)
- 委員会は原子力規制委員会と同様に環境省に置くべき。(吉岡委員)
- 放射性廃棄物の処理・処分を議論する際などは専門性が必要。委員会の中心となる委員は技術に知見のある人とすべきで、多様性の確保は専門委員又は参与などによって確保すべき。(橘川委員)
- 委員長には国際的な高度な専門性、識見を持つ人物が必要。委員長は常勤

とし、非常勤委員も組み合わせた体制として、参与・専門委員の活用を。ただし、専門委員は機動性に欠け、参与が決定に参画する場合、委員に比べ正統性が落ちる。(増田委員)

- これまでの委員は消費者組織や学界等から選ばれていたが、今後どのような選び方をするかが重要。(吉岡委員)
- 委員をどのように選ぶかは、民主的運営のために重要。委員の多様性は 5 人でなければ確保できないのか。たとえば 3 人で確保できるのか。(城山委員)
- 後継組織の主なテーマは平和利用の確保と不拡散だろう。直近の課題としては日米原子力協定の改定がある。どのような権限で何を言っていくのが課題だ。(吉岡委員)

【論点】

- a. 委員会は、推進という観点ではなく、「管理運営」の視点から活動するために、内閣府に設置することでよいか。
- b. 必要とされる機能を担う組織としては、民主的運営にも配慮し、合議体である委員会でよいか。
- c. 委員会の委員は高い識見と専門性を持つ者とするものでよいか。特に委員長は国際的な観点からも、原子力政策について高い識見を有することに加え、委員会の決定事項を関係行政機関の原子力政策に反映させるべく、強い指導力を持って調整を行える者とするものでよいか。
- d. 多様性確保の観点から、多様な委員を確保し、場合によっては参与を活用することでよいか。
- e. 委員会の活動における即応性等の観点から、常勤委員は必要か。
- f. 委員長代理についてはどのように考えるのか。
- g. 参与と専門部会(専門委員)との関係は、課題への即応性や、決定の正統性の観点でどのようにあるべきか。
- h. 委員会としての継続性の観点からも、委員が同時に交代することがないように交代時期を設定するべきではないか。
- i. 委員会には専門部会を運営し、全体として統括するための役割が必要であるが、そのためには委員はどのようにあるべきか。
- j. 委員会の決定を実現していくために、報告の徴収や勧告の実施も含め検討していくべき。
- k. 事務局や関係機関と委員との情報共有の在り方をどのようにすべきか。
- l. 国会対応や、諸外国、国際機関、地方等との意見交換の必要性はどれほどか。

(4) 事務局の機能について

- ① 事務局の機能・体制の在り方
- ② 人材確保の在り方(併任者、調査員等)
- ③ 指定職の役割
- ④ 関係機関の協力(共同事務局、JAEA、その他関係機関)

【主な意見】

- 電気事業者からの出向者が問題となった後に帰任させたのに、機器メーカーの調査員を残したのはなぜか。機器メーカーも利害関係者ではないか。(橘川委員)
- 今後、事務局に電気事業者からの出向者を入れることは適切でない。これらの出向者が担っていた役割をどのように担うか。(増田委員)
- 職員の専門知識の確立のためにはキャリアパスを含めて検討する必要がある。調査員の活用にあたっては、一定の線引きを設けた上で活用を考えることもあり得るのではないか。(城山委員)
- 人材確保にあたっては、規制庁に出向させる等、人事交流を図るべきではないか。(佐藤委員)
- 調査員と職員の引き継ぎはしっかりとなされているのか。(古城委員)
- アカデミー(大学、学会等)の人材を活用すべき。(吉岡委員)

【論点】

- a. 1. (1)～(3)に対応した十分な事務局の体制をどのように確保すべきか。
- b. 事務局職員(調査員、研修員を含む)の人材の確保については、利害関係者(電気事業者、原子力機器メーカーを含む)からの出向を受け入れないことでよいか。
- c. アカデミー(大学、学会等)の人材を活用する場合、どのような措置が可能か。
- d. 日本原子力研究開発機構(JAEA)からの受け入れはどのようにすべきか。
- e. 事務局を統括する指定職は重要であるが、体制を強化する必要があるか。
- f. 共同事務局である関係各省との関係はどのようにあるべきか。
- g. JAEA等からの組織的な支援を受けることは可能か。
※独立行政法人日本原子力研究開発機構法第17条第1項第9号「(略)関係行政機関又は地方公共団体の長が必要と認めて依頼した場合に、原子力に関する試験及び研究、調査、分析又は鑑定を行うこと。」とされている。
- h. その他関係機関(大学、研究機関など)からの組織的支援を受けることは可能か。
- i. 常勤委員を置くとすれば、そのサポートはどのようにあるべきか。